

**令和5年度
第3回いわき市介護保険運営協議会**

議事録

保健福祉部 介護保険課

令和5年度 第3回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和5年9月27日（水） 午後6時30分～午後8時

2 場 所 いわき市文化センター 1階 大講義室

3 出席者

委 員	金成 明美	委 員	上遠野 拓
委 員	慶徳 民夫	委 員	鈴木 亜希
委 員	安齋 光昭	委 員	柳内 英俊
委 員	中里 孝宏	委 員	小賀坂 義弘
委 員	政井 学		
委 員	松本 良太		
委 員	篠原 清美		

4 事務局職員

保健福祉部	部長	園部 衛
	次長兼総合調整担当	鵜沼 宏二
	次長兼健康づくり・医療担当	志賀 大祐
介護保険課	課長	木村 大輔
	主幹兼課長補佐	佐藤 文彦
	主任主査兼長寿支援係長	小針 忍
健康づくり推進課	介護保険係長	鈴木 雅人
	主任主査兼徵収推進担当員	阿部 和幸
	介護認定係長	草野 芳典
地域医療課	長寿支援係 主査	吉田 喜治
	同 主査	清水 泰之
	同 主査	千葉 奈津子
地域包括ケア推進課	同 事務主任	三井 万里亜
	課長	草野 秀智
	課長補佐	渡邊 香織
地域福祉ネットワークいわき 事務局長	課長	鈴木 英規
	課長補佐	古市 裕美
	企画係長	大谷 奈美
地域福祉ネットワークいわき 事務局長	主任主査兼事業推進係長	堀川 優朗
		後藤 美穂
		鈴木 史彦
		園部 義博

5 議事

(1) 報告事項

- ア 地域密着型サービス事業所の指定等について
- イ 令和5年度第2回運営協議会における意見等について

(2) 協議事項

- ア 次期計画の構成について
- イ サービス基盤整備の方向性について

(3) その他

本市の人口及び要介護・要支援認定者数の将来推計について

※ 議事に先立ち、本日の議事録署名人について、中里委員、政井委員が指名された。

6 会議の大要

(1) 報告事項

- ア 地域密着型サービス事業所の指定等について

発言者	内容
安齋会長	意見に対する回答について、確認は行っているのか。
事務局	写真での確認のほか、必要に応じて現場に行き確認している。

- イ 令和5年度第2回運営協議会における意見等について

発言者	内容
安齋会長	いわき市において介護保険に係る給付費は増加しているのか。
事務局	ここ3年は微増となっている。

(2) 協議事項

- ア 次期計画の構成について

発言者	内容
A委員	視点2「住まい環境の整備」について、「地域のニーズに応じて整備する」とあるが、どのように具体的に考えているのか。
事務局	高齢者がいつまでも地域で生活できるという基本理念があり、基本理念達成のため、自宅で生活するための生活環境の整備と必要な施設の整備をバランスよく適切に行いたいと考えている。
A委員	今住んでいる住宅を改修するという意味なのか。それとも、地域

	に集合住宅を建て、そこに入居し住み慣れた地域で住んでいくという意味なのか。
事務局	自宅が住みやすくなり、自宅で最期まで暮らしていくことを目指したいと考えているが、自宅で暮らすことが困難になった場合は入所するための施設が必要になる。その際に入所できる施設がないと暮らしていくことができなくなるため、そのバランスは取っていきたいと考えている。
A 委員	高齢者に若い世代の家族がいれば住宅の改修をする必要はないと考えている。地域のニーズとはどういうものなのか。
事務局	複数人の家族や若い世代の家族がいない場合もあり、そういった世帯にも総合的に支援するということである。
A 委員	高齢者のみの世帯に対する環境の整備ということであれば支援が必要と思うが、複数人の家族や若い世代の家族がいる世帯の住宅改修は必要ない。家族が面倒見てくれればよいことであり、それとは違ったニーズがあると思う。
安齋会長	家族と同居していても、家族は日中はいないなどを想定していると考えてよいか。
事務局	そのとおりである。
B 委員	1点目として、基本理念であるスローガンには「ひとりひとりが健康で」とあるが、この「健康」という概念をお聞きしたい。 2点目として、この骨子イメージ図では3本の柱に9つの視点が全て入っていると解釈してしまう。図の表し方を工夫しないと誤解を受けると思う。 3点目として、次期計画は前回の計画を継承するため、基本理念とビジョンも前回計画のものを継承するということは良いのか疑問である。前回計画の達成状況を考察したうえで、次期計画に生かしていくという考え方が必要であると思う。
事務局	「健康」の概念について、高齢による身体機能の低下は年齢によるものもあるが、身体機能の低下をなるべく遅らせ、介護予防に取り組みながら、元気でいつまでも自宅や地域で生活していくというものである。また、「すべての高齢者は生きがいを持って健康で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の理念も踏まえたうえ

	で、いわき市の高齢者がより健康に安心して自分らしく暮らしていくことを目指したスローガンである。
事務局	<p>「健康寿命の延伸」に関して、福島県では3年に1回公表している「お達者度」という統計資料がある。これは、要介護2未満の高齢者があと何年その状態で生活できるか示したものである。いわき市は、令和元年では男性が16.6年、女性は19.5年となっている。</p> <p>このことから、令和元年の65歳の男性は81.6歳までは要介護1の状態でいられ、65歳の女性は84.5歳までは要介護1の状態でいられることとなる。また、65歳からあと何年生きられるかを示した平均余命も併せて公表されている。平均余命と健康寿命の差が不健康な期間となり、その期間は要介護2以上の状態で生活しなければならなくなると県で公表している。なお、令和元年のいわき市の男性ではこの差が1.9年となっており、亡くなる直前の1.9年は何らかの介護が必要な状態で生活していることを表している。</p> <p>福島県ではこの不健康な期間をなるべく短くするため、様々な健康に関する施策を実施する計画を作成している状況である。</p> <p>いわき市においても、不健康の期間を次の統計時にはさらに短くできるように健康施策を推進するため、健康づくりの計画を作成している段階である。ここでいう「健康」とは、一つの例として不健康な期間を短くするため様々な計画の中で様々な施策を実施していくことであると考えている。</p>
安齋会長	骨子イメージ図の表し方についての意見はあるか。
事務局	細かい部分については様々な議論があると思うが、大きな視点で見た場合、特段悪いというものではない。
B委員	どの視点がどの柱に該当するか示さないとわからない。市民の方が見るため、それを示してわかりやすくして欲しい。
事務局	今回は骨子のイメージを表記したものである。計画においては、各事業を3つの柱の中に位置付け、その事業がどの視点にあてはまるのかを表記する形となる。パブリックコメントの実施の際には事業の整理をしたいと考えている。
B委員	<p>グラフィックをわかりやすくしていただくよう期待する。</p> <p>「健康」についての概念だが、不健康の方はどうなるのか。</p> <p>WHOでは、体が不自由であっても、そのことを「不健康」とは言わ</p>

	<p>ない。体や心が不自由であっても、その人らしく生きていける社会を作らなくてはならない。</p> <p>先ほどの説明では、「不健康」にならないためということだが、不健康の方は該当しなくなる。</p> <p>市として「健康」とはこういうことを目指すことだというビジョンがないといけない。</p> <p>「不健康」でもその人らしく生きていけるまちを作ることを示さないといけない。</p>
安齋会長	<p>計画の骨格はこれで良いが、よりわかりやすくして欲しい。</p> <p>また、計画を立てる上で、現計画の目標と達成度についてはどうなのか。</p>
事務局	<p>前回の運営協議会において、事務局で整理した課題を挙げ、その課題を総括し、3つの施策の中に位置付けている。次期計画においては、具体的な取り組みを3つの柱に位置付けたいと考えている。</p>
安齋会長	<p>達成度は数字で表すことは難しいと思うが、足りない取組みを強化するなど総合的に考えていただきたい。</p> <p>次期高齢者保健福祉計画の期間は何年か。</p>
事務局	<p>次期高齢者保健福祉計画は来年からの3年間である。</p>
安齋会長	<p>重要なのは2040年問題を目標として掲げ、2040年問題の準備段階として計画を立てていただきたい。</p>
事務局	<p>将来的な課題として挙げられるので、課題解決のためにどうしたらよいかを考え、それに向け今何をしなければならないか、そのための取組みをどう計画に位置付けていかなければならないかが重要と考え、計画づくりを進めていく。</p>
A委員	<p>施策の柱3「健康でいきいきと暮らす」について、地域社会と交流できる方は健康だと思う。</p> <p>現在地域包括ケア推進課ではタブレット端末による集いの場への参加を実施しているので、不健康な方や引きこもりの方へもアピールし、参加してもらい、タブレット端末により地域に接することで元気で暮らせることに繋がると思う。</p>
C委員	<p>協議事項アの視点9「災害や感染症対策」について、災害時に車いす利用者や介護度が高い方が一般の避難所に避難しても、トイレ</p>

	<p>などの問題があるため、避難せず自宅にいたいと思う方が多く見受けられる。</p> <p>視点9において、支援体制を整備していく取組みとしては現在どのように行っているのか。</p>
D 委員	福祉の支援が必要な方は、一般の避難所に避難するのではなく、市が設定している福祉避難所に避難してもらうこととなる。
事務局	要介護3以上や身体障がいがある方に対して、現在の生活状況や避難方法等を定めた個別避難計画の作成に向け、事前調査を実施している。また、体の状態に応じて、避難先となる福祉施設の調整を進めている。引き続き、介護のほか、障がいや難病のある方も含めて調整していく。
C 委員	今後、災害が起こったとしても助かる命が増えていくと思うので引き続き行っていただきたい。
E 委員	サービス基盤整備においては、介護が必要になった方々に対してどのように施設を拡充するかという観点で議論しているが、現在は介護に至らないが現状のまま進むと将来介護が必要になる方に対する介護を未然に防ぐための施設や施策をどのように行っているのか。
事務局	<p>シルバーリハビリ体操や人と交流するための施策を視点4や視点5に位置付けていきたいと考えている。</p> <p>そのような事業は施策の柱3に入ると考えているが、視点4や視点5に関連する事業は施策の柱1にも位置づくものと考えており、計画に奥行きを持たせることとなる。今の意見を反映した形で施策を開展していくような見せ方にしたい。</p>

イ サービス基盤整備の方向性について

発言者	内 容
A 委員	<p>特別養護老人ホームにおいて待機者が多い施設は利用料金が安いということが反映されているのではないかと思う。</p> <p>特老納入負担減免がない場合でも、特別養護老人ホーム従来型であれば月10万円で入居ができるところ、特定施設入居者生活介護では月20~25万円となる施設も多く、今後光熱費等の増額により利用料金が払えない方が出てくると思う。</p> <p>現在、有料老人ホームや特定施設に入居しながらも、少しでも安い施設に移転を希望する方が多いため、そのような施設に入居しな</p>

	<p>がら特別養護老人ホームに入所するための申し込みをしている。 特別養護老人ホームに入所できなければ介護老人保健施設での待機を希望することが現状多いと思う。 支払困難を理由とした住み替えが既に起こっている。 いわき市では収入が少ない方も多いため、課題であると思う。</p>
B 委員	<p>以前に比べ、待機期間は短縮していると思うが、医療依存度の高い方については、待機期間が長くなってしまう。 現場からの意見としては、介護保険の給付に関して加算の縛りがあり、要介護4、5の方を中心に入所させざるをえないという現状である。要介護3の方を中心に入所させることができれば、待機期間の短縮には繋がらないかもしれないが、要介護の重度化による介護職員の負担の軽減に繋がるため、バランスよく入所させたいと考える。</p>
安斎会長	<p>ショートステイをミドルやロングにし、そのまま入所させはどういう考え方で行っているのか。</p>
B 委員	<p>ショートステイ利用者であればその方の状況が把握できるため、入所に移行した際には現場としては非常に安心感がある。 通常のショートステイに影響が出ない範囲で、ある程度の人数はロングステイという形で利用いただくという考え方である。</p>
安斎会長	<p>ショートステイを半年も続けることはどう考えているか。</p>
B 委員	<p>利用者のニーズがある。 少なくとも1ヶ月の間に2泊3日は帰宅してもらい、連続しての利用は避けている。</p>
A 委員	<p>ケアマネージャーとして、ロングステイに助けられることもある。特別養護老人ホームによってはロングステイになった際には2ヶ月以内に入所させる方針の施設もあるため、ありがたいと思っている。特別養護老人ホームへの入所が2年や3年決まらない方というのは、支援してくれる家族がいない方や家族の協力が得られない方が多い。待機期間が半年であるため入所できるというものではなく、利用者の家族関係も大きく影響していると感じている。</p>
安斎会長	<p>特別養護老人ホームの入所待機者について、重複申し込みは含まれているのか。</p>

事務局	重複している部分は削除している。
安斎会長	実際現場で見ていると、入所待機者は30人や40人ぐらいである。例えば、申し込みした方が死亡した場合は、申し込みが削除されない場合があるため、半年や1年ごとに待機者を把握したほうがよいのではないか。施設から市への報告の頻度はどのくらいか。
B 委員	3ヶ月に1度行っている。
安斎会長	重複はあまりないと考えてよいか。
B 委員	申し込みがあったものはそのまま市に報告している。 現状としては、複数申し込みされる方がほとんどである。 市で重複している部分を削除すればよいのではないか。
C 委員	グループホームの待機者はいないのが現状だと思う。 申し込みはしているが、実は特別養護老人ホームに入所している場合や死亡している場合がある。 グループホームによってはタイミングが悪いと入所できない場合もあるが、待機者が66人もいるのか疑問である。 また、入所する段階で要介護3や4の方がおり、特別養護老人ホームに入所を申し込んでも入所できず、グループホームに入所している方も非常に多い状況である。
D 委員	特別養護老人ホームに入所している方の介護度が上がっていると感じており、全市的にも上がっていると思う。 また、特別養護老人ホームに申し込みをしているが、入所できなかったため、グループホームや特定施設に入所しているとの声が多く聞こえてくる。グループホームでは要介護度が上がっており、職員の負担が大きい。グループホームが特別養護老人ホームの待機場所のような状況になっている。
E 委員	次期高齢者保健福祉計画の中で特別養護老人ホームを整備していくあるが、整備とはどのようなことをしていくのか。
事務局	募集をするという意味である。 市が特別養護老人ホームの整備運営を行う事業所を募集するということである。
E 委員	募集をかけるのみで、積極的に何かをするのか。

事務局	<p>募集をして事業者から応募がある。</p> <p>応募内容を市で審査し、決定した事業者に整備をお願いする形を考えている。</p>
F 委員	<p>募集は市から事業者に声をかけるような形で行うのか。公募して応募が来るのを待つ形なのか。</p> <p>応募がない理由とはどのようなものか。</p> <p>9ページの入所待機者の比較のところで、重複申し込み者を削除しているが、重複申し込み者は全くカウントされていないのか。</p>
事務局	<p>市内外かわらず公募する。</p> <p>地域密着型老人福祉施設に応募がない理由としては、難しいところであるが、一般的にはスケール規模が小さいので応募する事業者が少ないと専門書の中で言われている。</p> <p>9ページの重複申し込み者については、重複している方は1人とカウントしている。</p>
安斎会長	後見人制度に関して、現在は順調に機能しているのか。
事務局	<p>後見人については、専門職後見人といい、弁護士や司法書士、社会福祉士などが動いてきた。</p> <p>そのような方々だけでは厳しい現状から、市でも市民後見人を養成する取組みを進めている。</p> <p>市民後見人を受け入れる団体などが立ち上がっており、少しづつ裾野が広がっていると考えている。</p> <p>しかし、後見人を必要としている方が同様に増えているため、より充実させなければ、厳しい環境は変わらないと思う。</p>
A 委員	<p>後見人制度の特徴かと思うが、市長申立をする際には認知症の診断が必要であると思っている。</p> <p>在宅サービス利用者の中には認知症の診断はないが、様々な事情により自宅で暮らしていくことが厳しい方もいる。身元保証事業などを使いながら対応しているが、中には介護事業所との契約ができない場合や契約はできてもサービス内容によっては入居が難しい場合が多くある。身寄りがない方や家族が遠方にいる方が増えていく、将来的にはその方が1人で自宅で看取ることになる場合も出てくると思う。本人がそれを望むのであれば精一杯支援をしていく環境をつくる、本人が1人で不安であればスムーズに入所できる体制をつくることができればよいと感じている。</p>

事務局	<p>後見制度の対象にならない方の支援について、施設側において家族関係が不安な方の優先順位が下がっているのではないか。</p> <p>本来特別養護老人ホームではルールがある。基準がありそれに基づいて客観的ルールを決めていくが、施設側の立場としては人々家族問題を抱えることとなるため、どうしても先送りとなることはないのか。施設側がしっかりとルールを作ったうえで、社会的役割としての施設というものを考えてほしい。</p> <p>社会全体としては、施設だけに依存するのではなく、そのような方が安心して暮らせる仕組みを作っていくかなければならない。</p> <p>身寄りがない方でもしっかりと保障機能があり、それをサポートする社会の仕組みを作っていくかないと、その方の優先順位が後になる可能性は否定できず、大きな課題になると思う。</p>
安斎会長	<p>特別養護老人ホームやグループホームには介護度が高い方の入所が増えていくので、どのように支えていくのか考えなければならない。介護に係る予算は限られているので、重点的に行う部分をきめ細かに行っていかなければならない。</p> <p>現在は病院での看取りは70~75%であるが、施設での看取りが最近かなり増加している。特別養護老人ホームやグループホームでもきちつとした最期が迎えられるよう、医療側のサポートも十分に行っていきたい。</p>

(3) その他

本市の人口及び要介護・要支援認定者数の将来推計について

発言者	内 容
	《事務局の報告に対し、質問・意見等なし》

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年10月18日

議事録署名人

中里孝宏

議事録署名人

政井学

